

令和三年度第十一回（二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 令和4年2月28日(月) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後3時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 15番 澤久 進

16番 周防克己 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 非農地通知書送付の件

第5号 農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への
情報提供の件

7 その他 傍聴人(1人)

8 事務局

局 長 宇野和利 次 長 増山義洋 主任 半田智也

事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和3年度諫早市農業委員会第11回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、17番・池田武弘委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・中尾貞治委員、11番・中島康範委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,622㎡について、耕作に便利のため、2番と交換する申請です。権利取得後の農地面積は25,437㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されております。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,151㎡について、耕作に便利のため、1番と交換する申請です。権利取得後の農地面積は18,218㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約8分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
3番、森山地区、森山町唐比北の農地1筆、779㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,890.72㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に7年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、3,509㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,335㎡で、農業委

員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。

5番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1,157㎡について、農業経営規模拡大を行うため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は129,600㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターやコンバイン等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、メロン、ミカンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の5番は、私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理者と交代し、退席します。

(20番委員退席)

職務代理者 議長を交代し、審議を再開いたします。

委 員 5番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。当該農地については、第三者へ貸し付けており、農地法第3条第2項第1号に該当し、原則許可できませんが、同条ただし書きにある政令で定める相当の事由があるときに該当すれば不許可の例外となります。農地法施行令第2条第1項第2号の不許可の例外規定に該当するため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

職務代理者 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

職務代理者 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

職務代理者 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

20番委員の入場を求め、議長を交代いたします。

(20番委員入場)

議 長 再度、議長を交代し、審議を再開します。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

たします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、森山地区、森山町上井牟田の田1筆、1,100㎡について農業用施設用地（農業用倉庫及び農業用資材置場）とする一部追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。申請者ですが認定農業者で、主に森山町内で米・そば等を耕作しております。本申請については、経営規模拡大に伴い、新たに農業用機械を保管するための倉庫やコンテナ置場等の資材置場、苗床を整備するものです。また、申請地内には平成16年頃に整備した倉庫及びため池があり、それらについては農地転用申請の手続きを失念していたことから、今回、追認の申請をするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については水路へ放流します。隣接する農地はなく、一部の農業用施設については、許可なく農地を農地以外のものにしてきたということで、顛末書の提出がなされております。資金については融資証明及び通帳の写しで確認しています。

2番、飯盛地区、飯盛町中山の田1筆、838㎡について、農業用施設用地（農業用倉庫及び農業用資材置場）とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振農用地となっております。申請者は認定農業者で、主に飯盛町内でジャガイモ・人参を耕作しております。本申請については、既存の農業用倉庫が手狭であることから倉庫を増築するとともに、水タンク等の農業用資材置場とトラック等の駐車場として整備するものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については水路へ放流します。資金については通帳の写しで確認しております。また、令和4年2月7日付で農用地利用計画の軽微な変更（農用地から農業用施設用地へ）がなされております。

3番、飯盛地区、飯盛町里の畑2筆、102㎡について、住宅用地（一般住宅）とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については諫早市役所田結出張所から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。申請地ですが、平成元年から2年頃に申請者の亡夫が既存の住宅を増築し、現在まで至っております。令和3年4月に相続した際に申請地の地目が畑であったことが判明し、今回農地転用申請に至った次第です。雨水については水路へ、污水については汲み取り、生活雑排水については溜枳から水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、許可なく農地以外のものにしてきたということで顛末書の提出がなされております。なお、本件における追加の資金はありません。議案第2号については、以上となっております。

議長

議案第2号の説明がありましたので、1番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

1番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、2番と3番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- (議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- 1番、小栗地区、川床町の畑1筆、380㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で、親子による貸借となっております。区域区分は調整区域、農振白地となっており、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成計画については、整地を行う程度で土地を現状のまま利用し、既存の石積を利用することにより土砂流出がないようにします。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。
- 2番、有喜地区、中通町の田及び畑の2筆、計963㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。譲受人ですが、市内で瓦工事を営んでおり、現在使用している資材置場が河川の拡幅工事に伴い買収されることから、その代替地として転用申請を行うものです。土地の造成計画については、2筆のうち1筆は造成せず現状のまま利用し、もう1筆は盛土を最高0.7m施し、土留め工事を行うことにより土砂流出がないようにします。雨水排水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

3番、長田地区、長田町の田5筆、計3,316㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、5筆のうち3筆については、JR肥前長田駅から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当し、残りの2筆については、第2種農地に該当しております。譲受人は建設業を営む法人の代表取締役を務めています。現在、借用している資材置場が面積的に不足していることと、道路の幅員が狭いことから新たな資材置場を整備するもので、解体・足場材、重機、トラック等の車輛駐車場等を整備するものです。申請地については、転圧した後に砂利敷きを行う程度で、ほぼ現状のまま利用します。雨水排水については既存の水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

4番、森山地区、森山町下井牟田の田1筆、1,496㎡を特定建築条件付土地6区画分とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については、10ha以上広がる農地であるため第1種農地に該当しますが、既存の集落へ接続するため不許可の例外に該当しております。申請地ですが、木造平屋及び2階建の住宅建築を予定し、造成計画については、盛土を最高0.4m、切土を最高0.35m施し、既存の擁壁を利用することにより土砂流出の被害が無いようにします。隣接する農地所有者との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象であり、事前協議完了届の提出がっております。こちらの排水計画についてですが、雨水は申請地内に道路側溝を設け、そこから水路へ放流、汚水等については合併浄化槽を設置しまして既存の水路へ放流する計画となっております。この排水先となる水路の管理者（水利権者）である地元自治会との協議が整っておらず、その同意書が提出されておられません。今回の申請については、その同意書が添付できない理由書をつけて申請している状況です。

5番、飯盛地区、飯盛町平古場の田1筆、1,230㎡について、事業所用地とする転用申請です。法面等を除く有効利用面積は957.38㎡です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。譲受人は、長崎市内において飼い主不在の犬について、譲渡・保護等の活動をしている市民団体の代表をしており、本件は保護された犬を一時収容するための管理棟や運動場（ドッグラン）、駐車場を整備するものです。土地の造成は無く、現状のまま利用します。雨水は水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

6番、飯盛地区、飯盛町里の畑1筆、533㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早市役所田結出張所から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。本件は木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成計画については切土を最高1.3m行い、土留め工事を施

すことにより土砂流出の被害がないようにします。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

7番、高来地区、高来町溝口の田1筆、81㎡について、通路用地とする転用申請で持分2分の1のみを移転する転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は譲受人所有の農地への進入路として整備するもので、盛土を最高0.6m行い、砂利舗装を施し利用します。隣地の農地との間には石積を設けることにより土砂流出の被害がないようにします。雨水排水については水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。議案第3号については以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

委 員 地区協議会で3番の審議をする中で話が出たのですが、最近、資材置場という形の転用申請が頻繁に出てきております。このような中で一昨年、資材置場として許

可した所が1年以内に住宅等が建っていたという事例がありました。ただ、農地法から離れた以上、農地法の縛りはないということで、仕方がないという見解がありますけれども、今回、資材置場にするという申請が出て、添付書類として土地利用計画図というものが出されております。そして、許可になった後に許可どおりに実施したことを確認するために、完了報告書を出すこととなっております。そこで、許可をするにあたっては、土地利用計画書どおりになっていない場合には、許可の取消もあり得るといようなことまでお伝えをして、最低でも3年ないし5年間は土地利用計画書どおりの管理をしていただくような指導をした方がいいのではないかという意見が地区協議会でありました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 3番については、意見があっておりますけれども、事務局から少し説明をお願いします。

事 務 局 資材置場として許可しておきながら数年以内に別の用途にしているケースが見られるということで、3年ないし数年間はその用途で利用させるよう指導できないのかとの意見が地区協議会の場でありました。国へ確認したところ、完了報告書を提出して、登記地目を農地以外のものに変えてしまえば、農地法の縛りがなくなってしまうので、その後の指導が難しくなるとの見解でした。といっても、このようなことを農業委員会として見過ごすこともできませんので、今後の対応としましては、許可書を交付する際に、すぐに別の用途に利用しないよう指導を徹底すること、そして、完了報告書を受理してしまったら転用が完了したことになりますので、事業計画書どおりにきちんと資材等が配置されているかを確認して、完了報告を受け付けることとしたいと考えております。ただ、期間を設けてその間は絶対にそうしなければならないということはないとのことでした。以上です。

委 員 3番は、資材置場として3, 316㎡ということですがけれども、しっかりとした計画はありますか。

事 務 局 資料として配布している配置図とは別に事業計画書の提出がっております。

議 長 地区の委員さんからの意見を踏まえて、計画書どおりに実施するよう指導して許可したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は計画書どおりに実施するよう指導して申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議しました。その中で、汚水の排水に関して、計画では合併浄化槽を通じて既存の水路へ放流することですが、この水路は農業用水として利用しており、水路の管理者である地元自治会はその水質保全に力を注いでおられます。仮に汚水を排水することになれば、周辺農地の作物の品質等に影響があると考えられます。今回の申請において、排水に関する水利権者の同意書の添付が必要ですが、現段階で自治会の同意を得られていない状況であります。また、申請地周辺は現在も地盤沈下をしており、仮に住宅が建築されれば、地盤沈下が更に進むことが予想されること、そして、ヘリ防除作

業や早朝・夜晩での農作業の制限も予想されます。これらのことから、本件は周囲の農地の営農に影響があると考えられ、転用許可基準の一般基準を満たしていないと思われます。そして、添付書類である隣接する農地所有者等との協議報告書の協議者氏名欄に既に亡くなられている方の氏名の記載があり内容の信憑性が疑われます。地区協議会においては、本件は適正でないと思われるとの意見でした。こうしたことから再度地区の話し合いが必要だと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議長 地区の委員から意見がありましたように、地元自治会の同意がないということもありますし、隣接農地所有者等との協議報告書に亡くなった方の氏名が記載され、添付書類の信憑性が疑われております。4番は地区の方との十分な話し合いが必要と考えます。皆さん方のご意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員 まず1点、隣接する農地所有者との協議書の件ですが、虚偽があったということで、この協議書は無効になろうかと思えます。そして、もう1点は、水路の管理者である自治会の同意がないということ、この2点を考えれば、今の段階で許可相当とはならないということで、保留または不許可というのが当然の処置ではないかと思えます。

議長 ほかに意見はありませんか。

委員 この件については、隣接農地の所有者等との協議書に記載している方の1人が既に亡くなっていたということであれば、如何なものかと思えます。それと、ここは最近、相談を受けておりまして、申請者は1年に渡って協議をしてきたそうです。自治会からは明確な反対がなされていないということでしたが、資料にありますように同意書を添付できない理由書が提出され、今まで協議してきたことが記載されています。農業委員会としては、協議が整っていれば、これまでも許可をしてきたのではないかと考えておりますが、今回は自治会が反対をされている状況であります。関係者との協議を適切に行っていれば許可相当だったと思えます。

議長 今、2人の委員から意見が出ましたけれども、地域の方からいい返事がもらえていない状況でありますので、ここで、不許可とするのか、それとも審議を保留して、今後の協議がどうなるのかを見てから決定するかを決めたいと思えます。

委員 ちょっといいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

委員 水路へ放流するのは合併浄化槽から出た水の水質に問題があるという捉え方ですよね。私たちの地区は、下水道の計画地区に入っていなかったもので、合併浄化槽を通じて殆どが水路への放流となっています。水質に問題があるとなれば、全てを下水道に接続しないとどうしようもないのではないのでしょうか。本当に水質に問題があるのか意見を聞かせてもらいたいです。

委員 その件について、いいでしょうか。

議長 どうぞ。

委員 私の地区には地区の大きな浄化槽がありますけれども、排水先は水量のある大きな川なんです。しかし、今回の申請地は、小ヶ倉ため池の水を使っていて水量は

そうないのではないのでしょうか。このような希釈される割合が低い地区においては、考える必要があるのではないのでしょうか。今回の件は、流す場所が他とは違うということを言いたいと思います。以上です。

委員
議長
委員

いいでしょうか。

はい、どうぞ。

各委員さんから色々、反対の意見がっております。私と言えるのは、ここは農業振興地域ですよね。森山地域は干拓地が多いということで、地盤沈下が相当酷いと思います。そういう所に盛土をして住宅地を造成した場合には、後々色々な弊害が出てくるのではないかとと思います。それから、先程、地区委員の補足説明でもありましたように、広域の防除がなされているところです。当然、新しく転居してきた方から苦情が出てくると思います。ということは、地域住民との摩擦が生まれると考えられます。やはり、地域でお互いに話し合いを持ち、納得したうえでの申請であれば、いいのではないかと思いますけれども、今回は一度立ち止まって、よく協議をされた方がいいのではないかと思います。

議長

この件につきましては、委員さん方から多くの意見がっております。やはり、地元で理解されることが重要かと考えますので、総合的に判断して、地元自治会と再度、十分に協議をしてもらい、地元自治会の同意書の添付、また改めて隣接農地所有者等との協議報告書を求めることとし、審議を保留したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長
議長
委員

ご異議がないようですので、4番は審議保留とすることに決定いたします。

次に、5番と6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われれます。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われれます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して今回の進入路については適正であると思われれますが、その先の農地をどうするかについては、また後日、申請をすることでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 許可しないではないのですが、一緒に申請をした方がいいのではないのでしょうか。
- 事 務 局 この件については、今回の申請地の先に水路がありまして、そこには橋を架ける
占有許可をとっております。その先に細長い申請者所有の農地がありますので、そ
こについては、農業用施設届出書を提出することを条件に今回申請の許可書を発行
する形にさせていただきたいと考えております。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 7番は農業用施設届出書を提出することを条件に許可することにご異議ありま
せんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は農業用施設届出書を提出することを条件に許
可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説
明いたします。
- 1番と2番は借受人が同一の案件です。
- 1番、長田地区、長田町の農地1筆、1,145㎡、
- 2番、長田地区、長田町の農地1筆、349㎡、計1,494㎡を、農業経営規
模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ミニト
マトの生産を主体に経営されています
- 3番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,821㎡を、農業経営規模拡大を
行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ミニトマ
トの生産を主体に経営されています。
- 4番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、367㎡を、農業経営規模拡大を
行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の
生産を主体に経営されています。
- 5番、高来地区、高来町町名の農地1筆、489㎡を、農業経営規模拡大を行う
ため、使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、里い
も、玉ねぎの生産を主体に経営されています。
- 6番と7番は借受人が同一の案件です。
- 6番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,078㎡、
- 7番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1,039㎡、計3,117㎡を、農
業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、
水稻、蕎麦、キュウリの生産を主体に経営されています。
- 以上、1番から7番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を
通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしています。以上で議案第4号の説明を終わります。
- 議 長 議案第4号の説明がありました。1番から7番について、何かご質問はありま

せんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4、5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の8番から14番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の8番、有喜地区、鶴田町の農地1筆、1, 137㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の9番、本野地区、本野町の農地2筆、2, 086㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、トマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の10番から14番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の10番、多良見地区、多良見町山川内の農地1筆、893㎡、

議案第4号の11番、多良見地区、多良見町山川内の農地4筆、2, 126㎡、

議案第4号の12番、多良見地区、多良見町山川内の農地2筆、999㎡、

議案第4号の13番、多良見地区、多良見町山川内の農地1筆、343㎡、

議案第4号の14番、多良見地区、多良見町山川内の農地2筆、418㎡、

計10筆4, 779㎡を、議案第5号の3番に使用貸借15年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小長井地区、小長井町大峰の農地1筆1, 029㎡について、議案第5号の4番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、繁殖牛の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である5年4か月となっています。

以上、第4号議案の8番から14番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から4番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成された

ものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の8番から14番、また、議案第5号の1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の8番から14番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の8番から14番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

真津山地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から2件、合計4件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件が規模縮小のため、長田地区の2件と多良見地区の1件が耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、城見町の畑1筆306㎡を駐車場用地にする売買の届出がっております。

報告第4号「非農地通知書送付の件」について報告します。

1番は、過年度一斉送付分で、全地区で延べ522人、筆数812筆、面積は61.5ヘクタールを発出しております。

2番は、令和3年度の利用状況調査分で、延べ246人、筆数347筆、面積は26.8ヘクタールを発出しております。

合計768人、1,159筆、面積は88.3ヘクタールです。

報告第5号「令和3年度農地法第32条第1項に基づく利用意向調査及び農地中間管理機構への情報提供の件」について報告します。

利用意向調査対象の総数638筆、面積58.5ヘクタールへ意向調査書を送付しております。回答があったものの内訳として、①農地中間管理事業の利用が227筆、19.4ヘクタール、②その他の権利の設定又は移転が13筆、0.9ヘクタール、③自ら耕作を再開が122筆、10.7ヘクタール、④その他が21筆、2.7ヘクタールとの回答を得ております。令和4年2月14日時点で未回答が255筆、24.6ヘクタールとなっております。利用意向調査対象者461名に対し、回答者数263名で、回答率が57パーセントとなります。また、利用意向調査対象筆数638筆に対し、回答筆数383筆で、回答率が60パーセントと

なっております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	5件。
議案第2号	農地法第4条許可	3件。
議案第3号	農地法第5条許可	6件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	14件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	4件。

以上、審議件数は、全部で32件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 務 局 (なし)

議 長 それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第11回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)